

取扱区分：公開

令和3年第6回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和3年6月25日（金）

〔場 所〕 市役所304・305会議室

令和3年第6回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、令和3年第6回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

- 1 開催日時 令和3年6月25日（金） 午後2時00分
- 2 閉会日時 令和3年6月25日（金） 午後4時05分
- 3 出席委員（14人） ※番号は議席番号
1番 萩原 和夫 2番 門井 隆 3番 常見 淳 4番 野口 勇
5番 田鍋 光男 6番 齋藤 博司 7番 高橋 建一 8番 寺田 進
9番 岩崎 久 10番 山本 寿一 11番 吉岡 政広 12番 杉崎 國昭
13番 原田 順一 14番 竹内 幸男
- 4 欠席農業委員（0人）
- 5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区
（平野）渋谷 悟 （平野）山口 実 （蓮田）増田 雅暢 （蓮田）山口 恵司
（黒浜）新井 仁 （黒浜）小澤 はつ江
- 6 欠席推進委員（0人）
- 7 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について
議案第3号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得時における下面積（別段の面積）の見直し結果の承認について
議案第4号 生産緑地法第10条の規定に基づいて買取り申出をする生産緑地に係る農業の主たる従事者等の確認について
 - 報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
 - 報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
 - 報告 3 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
 - 報告 4 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について
 - 報告 5 不動産登記法第105条第2項の規定による仮登記情報について
 - 報告 6 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の受理について

8 出席した農業委員会事務局職員（3人）

事務局長	中里 幸雄
事務局	茂木 郁
事務局	田嶋 諒大

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和3年第6回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。

本日予定していた議案第1号及び報告4は、関連した案件となっています。現在、報告4の土地利用権の解除の手続きを進めているところです。本日までに解除される予定でしたが、遅れており、議題から審議及び報告は取り下げさせていただきます。

それでは、開会に先立ちまして会長より挨拶をいただきたいと思ひます。

（会 長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。

（議 長）

初めに令和3年4月26日に開催いたしました令和3年第4回農業委員会総会の議事録（案）につきまして、事前に送付させていただいております。そこで、委員の皆様におかれましては、内容確認をさせていただいているかと存じます。内容に問題がなければ、この場で署名をいただき、議事録とさせていただきます。

事前に委員からの指摘がございましたので、事務局から訂正箇所を説明します。

— 議事録の確認 —

（議 長）

私の署名に続き、お名前を読み上げます委員の方は、ご署名をお願いいたします。

●●●●、●●●●お願いいたします。

次に、令和3年5月25日に開催いたしました令和3年第5回農業委員会総会の議事録（案）につきまして内容に問題がなければ、この場で署名をいただき、議事録とさせていただきます。

事前に委員からの指摘がございましたので、事務局から訂正箇所を説明します。

－ 議事録の確認 －

(議 長)

質問が無いようですので、私の署名に続き、お名前を読み上げます委員の方は、ご署名をお願いいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

続きまして、本日の委員の出席状況につきまして、報告いたします。

欠席の委員は無く、委員全員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。また、推進委員の出席状況につきましても、欠席は無く、6人全員に出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●、●●●●をお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。本日の提出議案は、先程、事務局が説明させていただきましたとおり、議案第1号と報告4は取り下げさせていただきます。

農地法などの法令許可に関する議案は、議案第2号から議案第4号でございます。他に報告案件は、報告1、2、3、4、5、6でございます。

初めに、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局の朗読をお願いします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第2号の番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

この土地は、原野化していました。農業委員会が毎年行っている農地パトロールでは、再生困難とされており、昔は田をやっていましたが低い場所です。

●●●●が埋め立てるということで、地権者●名に声掛けしたところ、耕作ができないのでぜひ埋め立てて、埋め立て後の土地に野菜を作るという計画が立てられています。

耕作をするには良い土を入れなければならないため、そのあたりは十分に●●●●に話をしております。高齢化で管理が必要になっており、地権者からは強い要望で埋め立ててほしいということです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料1ページをご覧ください。

農業振興地域内の農用地区域内となっております。申請理由は、水はけが悪く稲作に適さないため、永年不耕作で荒れてしまった田を改良し、畑作を行うためです。

資金計画は、事務局の方で確認済みです。

給排水計画について、雨水は自然浸透式とします。また、6月21日、現地確認を東部環境管理事務所等6者で立ち合いを行っています。

【現地確認6者】

東部環境管理事務所、見沼土地改良区、譲受人、蓮田市道路課、蓮田市農政課、蓮田市農業委員会（●●委員、事務局）

(議長)

地盤の高さはどのくらいでしょうか。

(事務局)

盛り土の高さは、用水側が120cm、水路側が90cmです。●●●●から、フラットな高さにそろえるということになります。

(委員)

権利区分は、所有権でよろしいのでしょうか。

(事務局)

権利区分は、使用貸借の間違いです。訂正をお願いいたします。

(委員)

計画はどのくらいの期間でしょうか。

(事務局)

9か月間です。

(委員)

盛り土の土はどこから運んでくるのですか。

(委員)

野菜を作るにあたり、一度、現在の田の土をよけて埋め立てた後に、1mほど土を盛るということでした。

(事務局)

元の土をよけておき、●●●●役場の手前の方にある土砂を持ってくるということです。

(委員)

自社施工のため費用は発生しないということですが、無償で土地改良をするということでしょうか。

(委員)

聞いた話だと無償です。見沼土地改良区の整備費があり、農地転用等で除斥決裁をする予定だと聞いています。地権者が払っていた水利を、今回の埋め立てによって払わなくてもよいように、予定を組んでいるそうです。埋め立てることになれば地権者には請求はなく、脱会費(●●●●円/m²)は●●●●が払います。

特例だと●●●●円/m²、事務手続きで●●●●円ほどかかると思われます。

(議長)

埋め立ての管理者は、市役所や農業委員でしょうか。もしくは、地権者の中から代表者を選び、管理者とするのでしょうか。

(委員)

その点については確認しておりませんが、地権者は、埋めていただければ御の字ということのようです。地権者の一番の懸念は、野菜を一番表層で耕作したいということであり、表層の土に注意してもらいたいと言われています。農業委員が立ち合うべきだということになれば、立ち会います。

(委員)

地元なので私のところにも●●●●が説明に来ましたが、農業委員が入る前に、地権者の了承を得てしまったということです。農業委員と推進委員では、抑えきれなくなっていたのが現状だと思います。

(委員)

●●●●は、●●●●に農地を持っていると聞きました。そこでブルーベリーを栽培しているとのこと。参考までに。

(議長)

埋め立てをする過程で何かあったときのために、代表者を立てて交渉をすることが大事だと思いますが、どうでしょうか。

(委員)

補足資料にあるように、譲渡人が代表になっていますが、農業委員も注意してみるように

いたします。

(委員)

埋め立てた後、地権者の方が畑をする予定なのですか。

(委員)

●●●●は●●に拠点を置いています。●●●●さんという方が●●の空いている土地で野菜を作っているのですが、作業事務所の近くでも野菜を作っており、まだ余裕があるので、状況が良ければ●●さんが耕作をする予定です。

地権者が●●さんに土地を貸し、●●さんが耕作をされるということです。その時は、農業委員は関わらないと思います。

(事務局)

補足ですが、●●さんが2年目の9月か10月に小松菜を作付けする計画が提出されております。

(委員)

●●でも同じような案件があるのですが、そんなに変な土を持ってきてはいないと思います。第1期から第3期に渡り行っています。

(事務局)

●●に関しては、土地改良を希望された方が自分たちで耕作をするために埋め立てており、変な土が入っては困るので注意してみておられるようです。それに対して、今回の●●に関しては、権利者の温度差が出てしまうのかもしれませんが。

土は、東日本大震災時の汚染土が入ってくる可能性もあるが見た目にはわからない、という話も聞きます。何かの機会に話を伺うことも必要かもしれません。

(議長)

●●●●も埋め立てに関しては前から大変な思いをされてきましたが、埋め立て関係については、細心の注意を払っていただきたいと思います。

他にございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員の方、賛成であります。

よって、議案第2号の番号1につきましては、承認することといたします。

給排水計画については、排水は公共下水、雨水は浸透枳により宅内処理となっています。
その他について、周囲をコンクリートブロック等で囲うため被害を及ぼす恐れなく、6月2日現地確認済みです。

(議長)

議案第2号の番号2につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

●●●●とは、どのようなことをやっているのでしょうか。

(委員)

●●を作る●●業です。

(議長)

他に質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
全員の方、賛成であります。

よって、議案第2号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号の番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

現地確認したところ、整地がされていまして。

仮置き資材や携帯電話の無線基地を立てても、周囲の農地に問題はないと思われます。

譲渡人に話を聞いたところ、●●●●の方から作業をしたい旨の話があり、10年という
約束で資材置き場と基地を作るということでした。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

市街化調整区域の農業振興地域内、農用地区域内となります。

申請理由については、蓮田市●●地区並びにその周辺地域において●●●●のインフラ整備が必要であり、工事用地については基地局建設予定地のすぐそばで行わなければならないため、同一敷地内、隣接地内に作業可能な場所を選定したということです。

工事用地については近隣の農地でない土地を探したが、大型重機等を使用するにあたり、あ

る程度大きな敷地が必要となり、それに見合った宅地および雑種地等がなく、他から現地に入る搬入ルートもないため土地所有者に相談したところ、同一敷地内の一部をお貸しいただけるということです。

資金計画について、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、資材置場のため雑排水は発生せず雨水は自然浸透となります。

その他、敷地内は鉄板等で養生し、残土等は速やかに敷地外へ運ぶようにします。工事車両については、他の農作業を行う方へ迷惑をかけないように工事を行います。

6月2日に適合証明、現地確認済みです。

先ほど、10年間というお話がありましたが、資材置き場については、1年間の一時転用ということで申請が出ております。

また、これと関連して、議案18ページ報告6番号1が、申請地のアンテナを立てる部分になります。地番●●●●の一部となっており、アンテナを立てる部分の敷地一部が資材置き場として一時転用が出ている状況です。10年間の賃借とは、携帯電話基地局のアンテナ部分のことだと考えています。

(議 長)

議案第2号の番号3につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方、賛成であります。

よって、議案第2号の番号3につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号の番号4につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

ー 所在地についての説明 ー

申請地の北側にある●●●●は、現在、●●●●さんから土地を譲っていただき、新しく家を建てているところです。その南側の土地です。

●●●●という会社は●●●業をしており、管理しているマンション等の放置自転車の置き場として利用する予定です。また、●●●●の南側、東側については、農地に差支えがあるため、ブロック塀を積むという話を聞いています。現地確認したところ、特に問題はないと思われま

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料7ページをご覧ください。市街化調整区域の農業振興地域外です。

申請理由については、現在使用している倉庫からわずか40～50mの距離で利便性が高いため。市街化区域では申請地から最寄りで「●●●●●●」の土地を候補として地権者と交渉をしたが賃貸の意向がなく借りることができなかった。他には申請地と同程度の距離では市街化区域での未利用地がないため申請地を選定したということでした。

資金計画は、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水道については予定なし。汚水、雑排水ともに排水の予定なし。雨水については宅内浸透とします。

その他は、農地との境界になる南面と東面にブロック塀（内積み）を施工し、近隣の農地に影響は与えないようにします。6月2日現地確認済みです。

(議 長)

議案第2号の番号4につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号4につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方、賛成であります。

よって、議案第2号の番号4につきましては、承認することといたします。

— 休憩 —

(議 長)

それでは、再開いたします。

次に、7ページ議案第3号「農地法第3条第2項第5号の規定による地取得時における下限面積（別段の面積）見直し結果の承認について」でございます。

議案第3号につきまして、事務局の朗読及び補足説明をお願いします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

(事務局)

補足説明させていただきます。別紙「下限面積（別段の面積）の設定について」をご覧ください。3条申請時の条件の一つである下限面積は基本的には50aですが、蓮田市は40aということで今までやってまいりました。これが議案にある別段の面積にあたり、「蓮田市農業委員会では、毎年6月の総会において、別段の面積設定の必要性について審議を行い、別段の面積を設定するか否かを決定します」と記載があります。

平成30年までは、毎年6月の総会で議案をあげ、審議いただいておりますが、平成31年と昨年行っておりませんでした。申し訳ございません。

方針としては、現状の40aの変更は行わないということで進めさせていただければと思います。理由としては、蓮田市の遊休農地率が5.7%と低く、50aだと農地の利用権等取得が難しくなり、更に遊休農地が増えてしまう懸念があるためです。

そのような観点から、毎年40aということで変更は行わずにしております。

ご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

(議 長)

ただ今、事務局から説明があったとおりです。何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方、賛成であります。

よって、議案第3号につきましては、承認することといたします。

次に、8ページ議案第4号「生産緑地法第10条の規定に基づいて買取り申出をする生産緑地に係る農業の主たる従事者等の確認について」でございます。

議案第4号につきまして、事務局の朗読をお願いします。

(事務局) — 議案第4号、議案書朗読 —

(議 長)

それでは議案第4号につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

この生産緑地にかかる農業の主たる従事者等の確認をしたところ、父親の●●●●さんが従事していたことを確認しました。また、生産緑地2か所とも農地として使われています。特に問題がないと思います。今は、売却等は考えていないということです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

お手元の「生産緑地法第10条の規定に基づいて買取り申出をする生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明の取扱いについて」をご覧ください。

基本的には生産緑地は簡単には解除ができませんが、「3 買取りの申出ができる事由」の(イ)(ロ)(ハ)に該当する場合は、買取り申出ができるということです。今回は「(ロ) 農林漁業の主たる従事者が死亡した場合」に該当します。

事務局の方でも●●●●さんにお話を伺い、●●委員さんと同じ説明をいただきました。●●●●さんは生前、できる範囲内で畑の管理をしていたそうです。これ以外の農地は、●●●●さんの方で管理していきたいということです。

こちらの証明がとれましたら、みどり環境課へ提出します。

(議 長)

議案第4号につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。何か、ご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

三角の方の土地ですが、道路が広がる場所になっているように思います。道路課の関係でしょうか。

(事務局)

●●●●の右側に道路があり、そこを広げるという計画が以前からありました。当初の予定では、●●●●が道路にかかるということで公共的に買収をかける話もありましたが、道路課に確認をしたところ、対象地から外れたという話を受けました。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問がないようでございますので、議案第4号について、「買取り申出の事由に該当する」ものと、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方、賛成であります。

よって、議案第4号につきましては、承認することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告1から報告6につきまして、事務局より朗読と説明をお願いします。

(事務局) — 報告1から報告6、朗読 ※報告4は省略 —

(議長)

以上朗読いたしました、報告1から報告6につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いします。

なし。

(議長)

特に質問が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

なし。

(議長)

委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。